

滋賀県たばこ対策推進会議設置要綱

（趣 旨）

第1条 本県では、健康づくり計画である「健康いきいき21－健康しが推進プラン－(第3次)」において、「喫煙」について取り組むこととし、本計画の行動指針として「健康しが たばこ対策指針」を策定し、「喫煙が及ぼす健康影響を低下させる」ことを目標に、「喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及」、「20歳未満の者の喫煙防止(防煙)対策」、「受動喫煙防止対策」、「禁煙の支援」を柱にたばこ対策を推進しています。

そこで、各機関が連携して事業を推進するため、「滋賀県たばこ対策推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置します。

（検討事項）

第2条 推進会議の検討事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）たばこ対策推進のための関係機関の役割に関すること。
- （2）その他たばこ対策の推進に必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 推進会議は、委員20名以内をもって組織する。

（委 員）

第4条 委員は、学識経験者、関係機関・団体の職員および一般県民の中から、健康医療福祉部長が依頼する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 長）

第5条 推進会議に会長を置く

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議の進行を行う。
- 4 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその座長を代理する。

（会 議）

第6条 会議は、健康医療福祉部長が招集する。

- 2 健康医療福祉部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（部 会）

第7条 推進会議に、必要に応じて部会を設置することができる。

（事 務 局）

第8条 推進会議の事務を処理するため、健康医療福祉部健康しが推進課に事務局を置く。

（雑 則）

第9条 この要綱で定めるもののほか、推進会議について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年9月29日から施行する。

この要綱は、平成17年8月17日から施行する。

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

この要綱は、平成31年1月 8日から施行する。

この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月 7日から施行する。

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

滋賀県たばこ対策推進会議委員名簿

(令和5年度～令和6年度)

(令和6年度版)

No.	機関・団体	役職	氏名(敬称略)
1	学識経験者	滋賀医科大学社会医学講座 公衆衛生部門 教授	三浦 克之
2	学識経験者	株式会社リコー 産業医	稲本 望
3	滋賀県医師会	理事	堀出 直樹
4	滋賀県歯科医師会	理事	木村 清貴
5	滋賀県薬剤師会	常務理事	高山 紗綾
6	滋賀県健康推進員団体連絡協議会	副会長	小林 妙子
7	滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合	理事長	井上 良夫
8	滋賀県たばこ商業協同組合連合会	理事	久保 敏彦
9	滋賀県小学校長会	高島市立マキノ南小学校 校長	尾中 一彦
10	滋賀県中学校長会	米原市立伊吹山中学校 校長	堀江 広明
11	滋賀県高等学校長協会	滋賀県立栗東高等学校 校長	奥村 俊文
12	滋賀県青少年育成県民会議	副会長	松本 佐知子
13	滋賀県PTA連絡協議会	事務局長	佐々木 晃男
14	滋賀労働局	労働基準部健康安全課長	枡谷 佳幸
15	滋賀県市長会	米原市 暮らし支援部長兼福祉事務所長	宮野 肇
16	滋賀県市町保健師協議会	代表 (野洲市健康推進課)	藤林 祐子
17	保健所長会	東近江健康福祉事務所長 (東近江保健所長)	小林 靖英
18	滋賀県教育委員会事務局保健体育課	主査	市田 正義

令和6年度滋賀県たばこ対策推進会議

たばこ対策に関する データについて



滋賀県健康医療福祉部 健康しが推進課

誰もが自分らしくいきいきと活躍し、
みんなでつくり支え合う「健康しが」の実現

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

① 健康なひとづくり

個人の行動と健康状態の改善

生活習慣の改善
(リスクファクターの低減)

発症予防

重症化予防

健康増進

県民一人ひとりの多様な健康づくりへの取組、
望ましい生活習慣の定着、生活機能の維持・向上

② みんなで創る「健康しが」の取組 (「ひと・社会」の多様なつながりの推進)

① 健康なまちづくり

- ・多様な社会とのつながり・こころの健康が維持・向上する環境づくり
- ・自然に健康になれる環境づくり
- ・正しく知り、行動に繋がるようにICT等を活用した情報発信およびデータの見える化の推進

③ 将来を見据えた健康づくり

胎児期

高齢期

○ 喫煙率の減少

(喫煙をやめたい者がやめる)

目標値

(R4) 11.0% ➡ (R17) 8.2%



○ 妊婦の喫煙をなくす

目標値

(R4) 2.4% ➡ (R17) 0%

○ 20歳未満の喫煙をなくす

目標値

(R4) 男性 0.6% ➡ (R17) 0%
 女性 0.4% ➡ 0%



○ 望まない受動喫煙の機会を有する者の減少

目標値

(R4) 家庭3.9%・職場1.8%・飲食店0.1%
 (R17) 望まない受動喫煙のない社会の実現



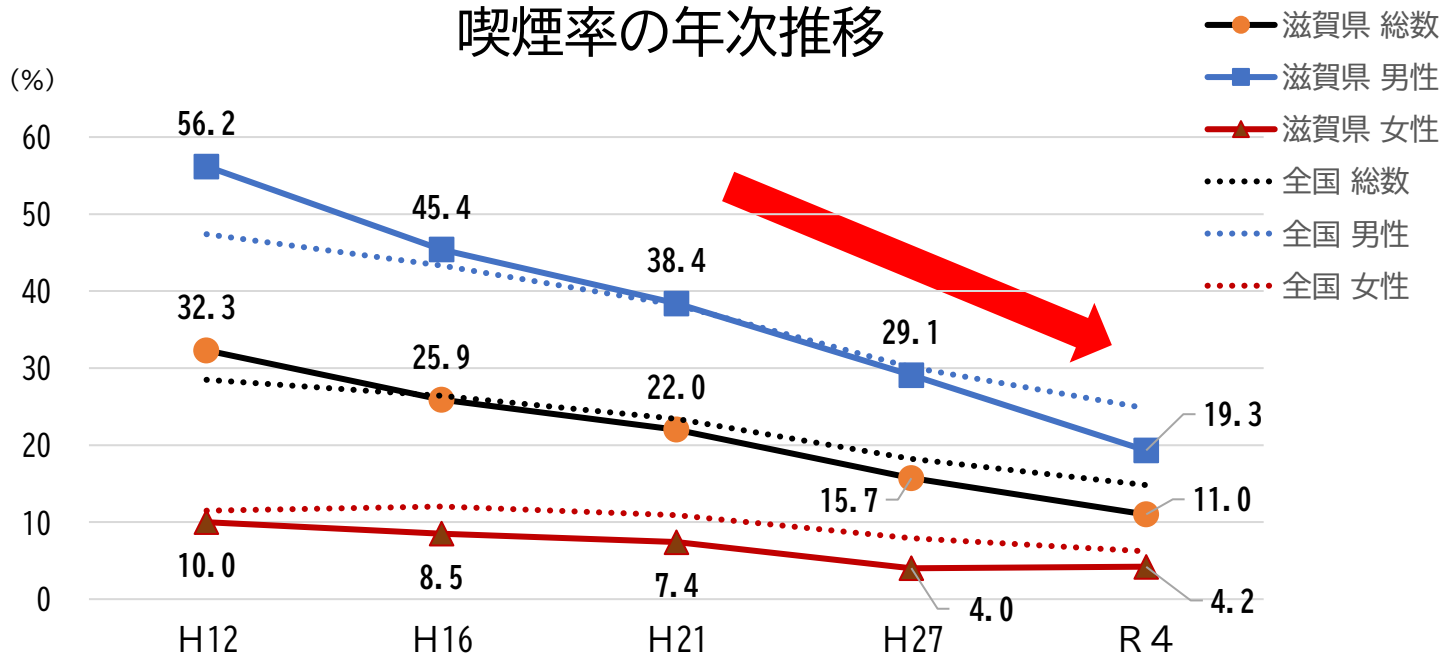
関連目標

COPDの死亡率(人口10万人当たり)

目標値

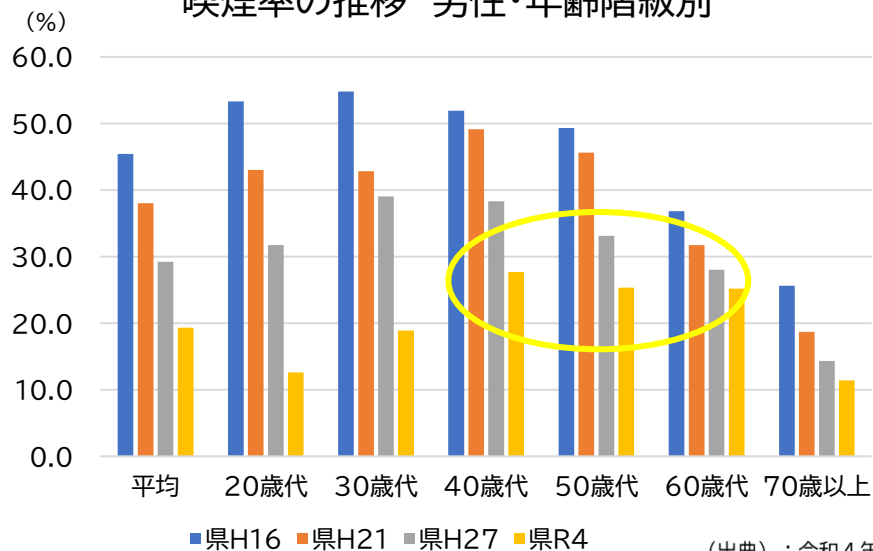
(R4) 男性 21.5
 女性 3.7 ➡ (R17) 総数10.0

喫煙率の年次推移

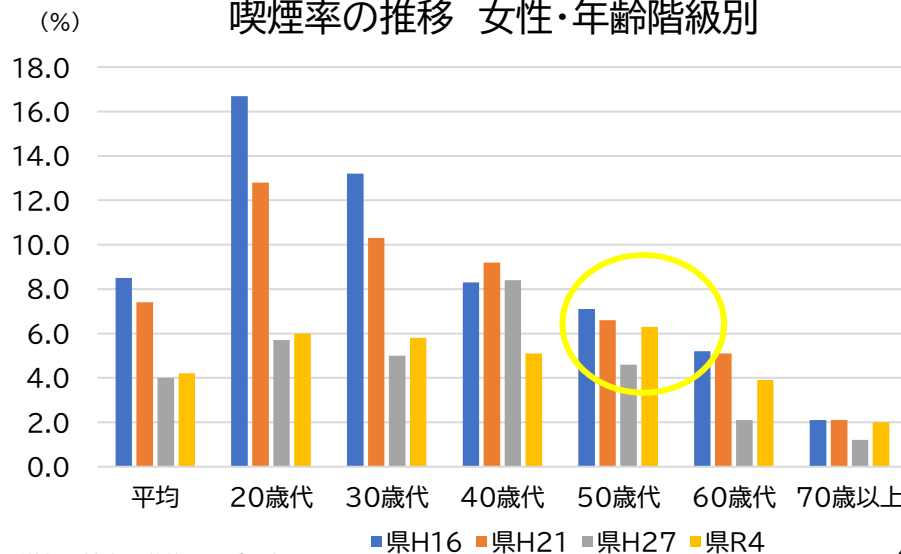


(出典): 滋賀の健康・栄養マップ調査、国民健康栄養調査

喫煙率の推移 男性・年齢階級別

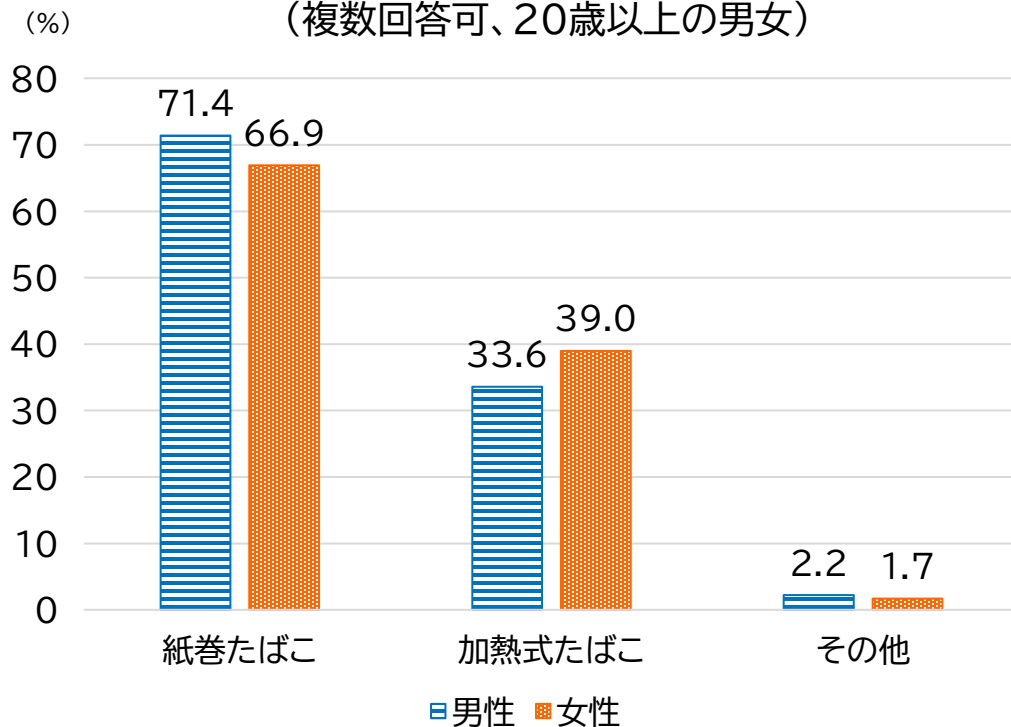


喫煙率の推移 女性・年齢階級別



(出典): 令和4年度 滋賀の健康・栄養マップ調査

喫煙者が吸っているたばこ製品の割合 (複数回答可、20歳以上の男女)



(出典): 令和4年度 滋賀の健康・栄養マップ調査



＜参考＞令和4年国民健康・栄養調査
現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類
紙巻たばこ: 男性73.6%、女性67.2%
加熱式たばこ: 男性30.1%、女性34.4%

「妊婦の喫煙」経年の状況／20歳未満の者の喫煙状況

	本人		同居者		本人
	喫煙率(%)				飲酒率(%)
年度	妊娠前	妊娠中	妊娠前	妊娠中	妊娠中
令和5年度	8.3	1.3	30.3	27.9	2.7
令和4年度	10.0	2.4	28.7	25.1	0.6
令和3年度	9.4	1.6	30.0	28.6	1.4
令和2年度	12.3	2.0	36.5	34.3	2.8
令和元年度	11.0	2.0	36.4	32.9	2.4
平成30年度	12.9	2.5	37.5	32.9	1.6

出典：市町母子手帳交付時におけるモニタリング調査



<15歳～19歳の者の喫煙率> (滋賀の健康・栄養マップ調査)

H21(15～19歳) 男性 3.8%、女性 2.1%

H27(15～19歳) 男性 2.0%、女性 0.3%

R4(高校生15～18歳) 男性 0.6%、女性 0.4%

R4(18歳～19歳) 総数1.6%

受動喫煙防止対策



受動喫煙の
ない社会を!

●令和2年4月に全面施行された改正健康増進法に基づき、原則屋内禁煙となったことから、

「非喫煙者がほぼ毎日受動喫煙を受ける場所」として、

★飲食店の受動喫煙(0.1%)がほぼなくなり、

★職場(1.8%)大きく減少

★路上(0.4%)

非喫煙者がほぼ毎日受動喫煙の機会を有する場所として、**家庭(3.9%)**が一番割合が高くなっている。

令和4年度滋賀の健康・栄養マップ調査

＜参考＞平成27年度滋賀の健康・栄養マップ調査(20歳以上)

非喫煙者がほぼ毎日受動喫煙の機会を有する割合:家庭 8.3%、職場 10.2%

非喫煙者が月1回以上受動喫煙の機会を有する割合:飲食店 37.4%

全国の喫煙状況に関するデータ

令和5年国民健康・栄養調査結果概要①

令和6年11月25日公表

1 喫煙率 ～男女ともに前回調査から有意に減少～

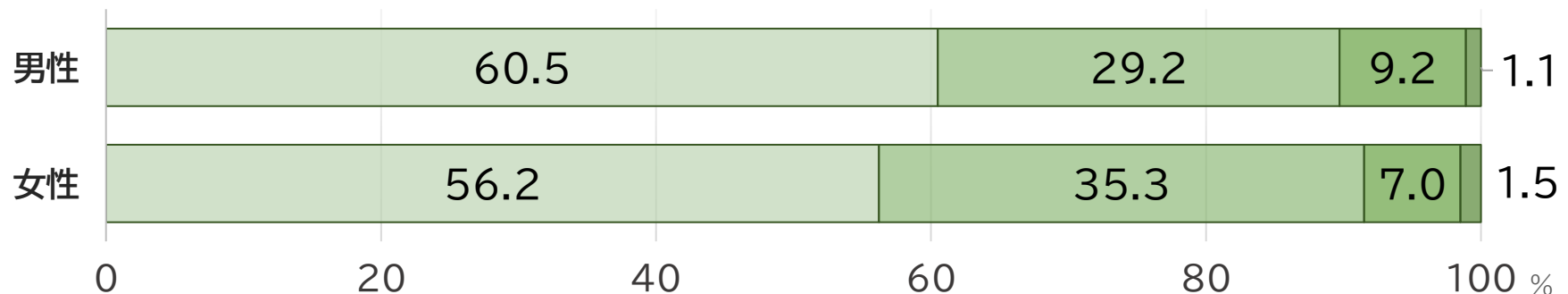
現在習慣的に喫煙している(毎日または時々吸う)者の割合

	総数	男性	女性
令和元年	16.7%	27.1%	7.6%
令和5年	15.7%	25.6%	6.9%

一番喫煙率が高い年代 男性:40-49歳(33.4%) 女性:50-59歳(11.7%)

2 使用するたばこ製品の組合せ

□紙巻きたばこのみ □加熱式たばこのみ ■紙巻きたばこと加熱式たばこ ■その他



全国の喫煙状況に関するデータ

令和5年国民健康・栄養調査結果概要②

令和6年11月25日公表

3 喫煙意思の有無の状況

現在習慣的に喫煙している者のうち、たばこをやめたいと思う者の割合
(カッコ内は令和元年調査の数値)

総数:20.7%(26.1%)
男性:19.7%(24.6%) 女性:23.9(30.9%)

4 受動喫煙の状況

自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会を有する者の割合

	家庭	職場	飲食店	路上
令和元年	6.9%	26.1%	29.6%	27.1%
令和5年	5.0%	17.0%	16.0%	25.5%

滋賀県のたばこ対策の取組について

1. 令和6年度の県の主な取組について

(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及

禁煙週間中に実施

【県庁・健康福祉事務所】

- ・庁舎内での啓発（ポスター掲示、庁舎内放送実施（5/31）、啓発資材の配架）

【県庁】

- ・県薬剤師会との連携：「禁煙支援薬剤師がいるお店」にて啓発資材を配布
- ・たばこ関係団体や県内大学等との連携：ポスター掲示および啓発資材の配架
- ・びわ湖放送、エフエム滋賀での情報発信
- ・県公式 HP や SNS、メールマガジンでの情報発信

禁煙週間以外の実施

【県庁】

- ・健康しが公式 Instagram・Facebook における情報発信（参考資料1）

【健康福祉事務所】

- ・健康福祉事務所内ブースにて啓発資材を配布
- ・管内地域・職域向けへ情報発信＜甲賀・湖東・湖北＞

(2) 20 歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策

禁煙週間中に実施

- 【健康福祉事務所】管内の大学・専門学校にブースを設置し啓発＜湖北＞

禁煙週間以外の実施

【教育機関】

- ・小学校の保健の授業、中学校・高等学校の保健体育の授業での喫煙防止教育
- ・小学校、中学校、高等学校の「薬物乱用防止教室」等の機会に併せて、20歳未満の者の喫煙防止について講義を実施

【県庁】

- ・中学・高校・特別支援学校を通じて対象学年（中2・高1）へ啓発ちらしを配布

【健康福祉事務所】

- ・管内地域・職域向けへ情報発信＜甲賀：有線放送（あいコムこうか）＞
- ・管内の高校に啓発パネルを設置＜湖北＞

(3)受動喫煙防止対策(改正健康増進法の周知啓発)

※改正健康増進法に基づく届出・情報提供・相談の対応については資料3

①県民向け

禁煙週間中

【県庁・健康福祉事務所】

- ・庁舎内での啓発(ポスター掲示、庁舎内放送実施(5/31)、啓発資材の配架)

【県庁】

- ・たばこ関係団体や県内大学等との連携:啓発資材の配架を依頼
- ・びわ湖放送、エフエム滋賀、報知新聞での情報発信
- ・県公式 HP や SNS、メールマガジンでの情報発信

【健康福祉事務所】

- ・管内商工会・商工会議所との連携(情報提供や啓発資材の配架等)《南部・湖北》
- ・彦根城をイエローグリーン色にライトアップ《湖東》
- ・管内の大学等にブースを設置し啓発《湖北》

禁煙週間以外

【県庁】

- ・健康しが公式 Instagram・YouTube における情報発信(参考資料1)
- ・保護者向け情報誌「教育しが」4月号(紙版)への記事掲載
- ・県民向けちらし「県民の皆様 子どもをたばこの煙から守るために」の配布
- ・幼稚園等を通じて5歳児(保護者)への受動喫煙防止啓発うちの配布
- ・「受動喫煙のない社会促進会議」(専門部会)の開催(令和7年1月予定⇒2参照)

【健康福祉事務所】

- ・健康福祉事務所内での啓発(資材配布、ポスター掲示等)
- ・管内商工会・商工会議所との連携(啓発資材の配架・配布)《南部・湖北》
- ・有線放送(あいコムこうか)での発信《甲賀》
- ・SNS を活用した啓発《湖東》

②第一種施設向け

【県庁】

- ・**新** 県薬剤師会 HP 等で薬局の受動喫煙対策について周知

③第二種施設(事業所)向け

【県庁】

- ・滋賀産業保健総合支援センターとの連携:5月にメールマガジン配信

- ・商工会・商工会議所、協会けんぽとの連携：事業者向けちらし「受動喫煙対策できていますか？」の配布
- ・受動喫煙防止啓発用ステッカーの配布

【健康福祉事務所】

- ・会議等での受動喫煙対策に係る情報提供・情報発信
- ・**新** 事業所(給食施設指導対象施設)における受動喫煙対策状況確認<<南部>>

④第二種施設(飲食店)向け

【県庁】

- ・滋賀県食品衛生協会との連携：「食品衛生責任者資格認定講習会」にて「飲食店向け改正健康増進法周知啓発ちらし」(R2.4.1以降に許可取得の飲食店用)配布

【健康福祉事務所】

- ・営業許可新規申請・更新申請手続き、研修会時に「飲食店向け改正健康増進法周知啓発ちらし」の配布、説明等

(4)禁煙の支援

【県庁】

- ・禁煙週間中の周知啓発
- ・母子健康手帳交付時に禁煙啓発資材の配布(県から各市町に資材を提供)

【健康福祉事務所】

- ・事業所向け会議での情報提供<<南部>>
- ・事業所における禁煙支援や敷地内禁煙状況の把握<<甲賀>>
- ・「禁煙支援薬剤師がいる薬局と禁煙治療に保険が使える医療機関の一覧」の作成と周知<<湖北・高島(高島市 HP への掲載)>>

2. 第7回「受動喫煙のない社会促進会議」開催報告

健康増進法の改正を受け、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である子どもの健康と安全を守ることを中心としながら、受動喫煙のないまちづくりを促進することにより、全ての県民が、生涯を通じて安心していきいきと生活できる社会をめざし「滋賀県たばこ対策推進会議」の専門部会として令和元年度より設置している。

今まで7回開催しており、第8回は令和7年1月頃開催予定。

【第7回(令和6月1月開催)概要】

滋賀県での受動喫煙の現状を把握するとともに、令和6年度の実施内容を検討。

- ①5歳児保護者向け紙うちわ:「子どもを屋内喫煙可能エリアに連れて行かないこと」を周知すべき

⇒○(喫煙エリアへ連れて行かないことをうちわに明示して配布)

- ②屋外でのイベントでの喫煙所設置留意事項の周知啓発

⇒○(国スポ・障スポ大会各競技会場における喫煙所設置について、市町担当者向けに留意事項を配布予定／県庁各所属や市町への周知・HPでのチラシ掲載予定)

- ③妊婦や同居者への周知啓発

⇒△(母子健康手帳交付時の禁煙啓発資材配布は継続。

今後、プレコンセプションケアの啓発に喫煙の健康影響を組み込めないか調整予定)

3. 令和7年度の実施の実施について

健康いきいき21の目標達成(たばこ対策の課題解消)に向けて、令和6年度の実施を継続

⇒新たな実施として、イエローグリーンキャンペーン(参考資料2)に積極的に取り組む

(1)イエローグリーンライトアップ

令和6年度まで:禁煙週間中に彦根城をライトアップ

令和7年度以降の実施案:

- ①彦根城以外の場所でもライトアップを実施 <候補地>県庁・大津港噴水
- ②イエローグリーンキャンペーンの趣旨にご賛同いただき、ライトアップを実施していただける企業・団体を募る

(2)イエローグリーンリボン

令和6年度:7月～ 県HPにおいてイエローグリーンリボン紹介ページを公開

11月～ 健康しが推進課が参加するイベントで配布開始

1月以降、各市町、健康福祉事務所へのリボン送付を予定。

令和7年度以降の実施案:

県での配布および、関係機関・団体でのリボン周知啓発・配布を実施

※イエローグリーンキャンペーンの展開については、本会議でご意見をいただくとともに、受動喫煙のない社会促進会議でも協議し、令和7年度以降の実施内容を検討する予定。

健康増進法に基づく対応状況について

(1)「喫煙可能室設置施設届出書」受理に関する状況(既存特定飲食提供施設)

届出受理状況 (R6.10月末時点)

- ・受理件数: 691 件(廃止届のあった施設を除く)(大津市:297 件)
- ・受理施設に対して、①受理通知書、②遵守事項にかかる資料、③標識モデル(滋賀県バージョン)を送付。

* 飲食店に対しては、各保健所において営業許可新規申請の相談時等に改正法に基づく受動喫煙対策にかかる資料を配布し、法の正しい理解と受動喫煙防止対策の徹底を周知啓発している。

(2)義務違反(疑い)事案にかかる情報提供への対応

- ・施設区分別、違反内容別、月別件数について

令和6年4月～令和6年10月末までの情報提供件数:6件 (大津市:21件)

施設区分	違反内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
①第一種	1. 禁止場所での喫煙	1						
	2. 禁止場所での喫煙器具等の設置		1					
	3. 標識(※)							
	4. 未成年の喫煙場所への立入							
	5. 技術的基準							
	6. 配慮義務(※)							
	7. その他							
②第二種 (飲食店)	1. 禁止場所での喫煙						1	
	2. 禁止場所での喫煙器具等の設置							
	3. 標識							1
	4. 未成年の喫煙場所への立入					2		
	5. 技術的基準							
	6. 配慮義務							
	7. その他							

・措置状況について

いずれの事例も、改正法の趣旨の理解を求め、法に基づく適切な対応を連絡しており、指導・立入検査、勧告、命令を要するケースに至っていない。

(参考)

- ・令和5年度情報提供対応状況

情報提供件数:13 件

*大津市:11件

(内訳)

(第2種施設:飲食店)禁止場所での喫煙 4 件

(第2種施設:飲食店)禁止場所での喫煙器具等の設置 4 件 等

(3) 受動喫煙防止対策にかかる相談、問い合わせ状況

令和 6 年 4 月～令和 6 年 10 月末までの件数:27件

- ・改正健康増進法の内容について 8件
- ・受動喫煙対策の方法 6件 等

(参考)

令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月末までの件数:34件

改正健康増進法の内容 14件／受動喫煙対策の方法 14件 等

今後のたばこ対策関係会議のあり方について

1 滋賀県たばこ対策推進会議

<令和5年度>

【時期／形式】10月頃／対面集合形式

【報告・協議事項】

○その年度の県の取組実績について

（4本柱ごとの取組や前年度の受動喫煙のない社会促進会議結果、健康増進法に基づく対応状況等）

○各団体の取組共有

（会議前に各団体に依頼して、取組一覧表を更新する。）



<令和6年度以降>

【時期／形式】

1月頃／通常書面形式

※対面集合形式での報告・協議が必要な場合は対面集合形式で実施。

開催形式は会議開催案内時に通知。

【基本的な報告・協議事項】

○その年度の県の取組実績、次年度の取組予定について

（4本柱ごとの取組と当該年度の受動喫煙のない社会促進会議結果、健康増進法に基づく対応状況等）

○各団体の取組共有

（会議前に各団体に依頼して、取組一覧表を更新する。）

※その他、必要に応じて報告・協議事項は追加することとする。

2 受動喫煙のない社会促進会議

開催時期のみ、冬頃(12月・1月)から夏頃(8月頃)に変更

【時期／形式】8月頃／対面開催

【報告・協議事項】

○当該年度の取組実績、次年度の取組予定について

（4本柱ごとの取組(受動喫煙対策を中心に説明)と健康増進法に基づく対応状況等）

○受動喫煙の現状および、次年度の受動喫煙対策の取組内容について

（受動喫煙の現状について共有するとともに、次年度の啓発内容・方法を検討）

「令和6年度滋賀県たばこ対策推進会議」

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

1 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発

名簿番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼 希望、期待すること
3	滋賀県医師会	特定健診の結果通知の際に、喫煙者に対して、自身の健診結果に合わせた禁煙の重要性を高めるための情報提供を行っている。			
4	滋賀県歯科医師会	たばこ使用によるリスクファクター（歯周病、口腔がん、口臭、修復物の着色や治療後の治癒阻害）などの関連性への理解を深める。「世界禁煙デー」および「禁煙週間」にかかる街頭啓発への参加 特に「口腔がんチェック実施歯科医院」による受診者への啓発	前年度の取組を継続して行う たばこ使用によるリスクファクター（歯周病、口腔がん、口臭、修復物の着色や治療後の治癒阻害）などの関連性への理解を深める。「世界禁煙デー」および「禁煙週間」にかかる街頭啓発への参加 特に「口腔がんチェック実施歯科医院」による受診者への啓発		
5	滋賀県薬剤師会	・滋賀県薬剤師会HPでの禁煙支援出前講座実施の広報および実施実績の公表 ・禁煙支援出前講座の実施 ・禁煙薬剤師のいる薬局等での禁煙啓発活動の実施 ・【新】禁煙支援・受動喫煙防止に関する街頭啓発活動の実施	・禁煙支援薬剤師認定制度を健康支援薬剤師認定制度に移行する。禁煙支援に関する事業は引き続き実施していく。	・禁煙支援出前講座の講師育成（研修会内容の充実、講師補助制度の実施など）	・県民に対する禁煙支援協働啓発活動の検討および実施 ・本会が実施する研修会等への講師派遣

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

1 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発

名簿番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼 希望、期待すること
6	滋賀県健康推進員団体連絡協議会	◎「健康推進員が牽引するヘルスサポーター養成事業 働き世代」（厚生労働省国庫補助事業） 実施期間：9月～2月 対象者：働き世代 内容：生活習慣病予防を目的とする講習会の中で、禁煙や受動喫煙について啓発 実施：甲賀市、湖南市、竜王町、米原市、高島市 ◎「世界禁煙デー」および「禁煙週間」の啓発活動に市町協議会ごとに参加 ◎啓発ティッシュ等配布による啓発 対象者：会員、地域住民	令和6年度の取組を継続予定	当協議会独自の取組は無く、たばこ対策の取り組み方は各市町協議会によって違う。まずは改めて会員に周知し、会員が学んだことを地域住民に伝えていきたい。各地域での行事や各世代を対象にした講習会等で地域住民に伝える機会があるので、喫煙が及ぼす健康影響等について今まで以上に啓発していきたい。	
10	滋賀県中学校長会	保健体育(保健分野)の教科指導の中で、喫煙の健康への影響について取り扱っている。	現在の取組を継続。	保護者向けに対策が必要である。	
11	滋賀県高等学校長協会	保健や家庭などの授業で喫煙の健康への影響、妊娠と喫煙の関係等について具体的に扱っている。	現在の取組を継続する。		
14	滋賀労働局	労働基準監督署が主催する説明会等において、機会や関連があれば喫煙が及ぼす健康影響について簡単な説明をしている。			

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

1 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼 希望、期待すること
15	滋賀県市長会 (米原市)	広報誌やホームページ、各地域で実施している出前講座を活用し、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及を行っている。個別保健指導では、喫煙者へ禁煙方法や禁煙外来の情報を提供している。また、集団健診会場で啓発ポスター掲示を実施。	出前講座の際に、喫煙対策も積極的に伝えていただくよう担当者へ働きかけていく。個別保健指導では、喫煙者へ禁煙方法や禁煙外来の情報を提供する。		
16	滋賀県市町保健師協議会 (野洲市)	・特定保健指導利用者等個別相談の喫煙者に対して情報提供 ・節目年齢のCOPD検診質問票送付時に喫煙のCOPDへの影響について情報提供 ・世界COPDデーに合わせた周知啓発（市公式LINE配信、医療機関での啓発資料設置）	今年度の取組を継続する	引き続き喫煙が及ぼす健康影響についての知識普及啓発は必要と考える	啓発媒体等の提供や情報共有

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

2 20歳未満の者の喫煙(防煙)対策

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力 依頼希望、期待すること
3	滋賀県医師会	学校医を中心とした学校保健活動を通じて、児童・生徒に対する健康教育等を推進している。			
4	滋賀県歯科医師会	幼・小・中・高等学校歯科医（校医）として啓発する	前年度の取組を継続して行う 幼・小・中・高等学校歯科医（校医）として啓発する	学校保健委員会の活用	各幼稚園・学校及び教育委員会の協力を求める
5	滋賀県薬剤師会	・学校薬剤師による学習指導要領に沿った喫煙防止教育の実施 ・薬物乱用防止教育の中で、喫煙防止教育の実施 ・長浜市長浜青少年センター主催の令和6年度薬物乱用防止教室での喫煙防止の講演（24校）に講師を派遣	・学校薬剤師研修会を実施し、質の向上に努める ・くすり教育の中においても受動・喫煙防止教育を考える	・学校薬剤師研修会を実施し、質の向上に努める ・各学校担当の学校薬剤師による喫煙防止教室の実施 ・くすり教育の中においても受動・喫煙防止教育を考える	・学校、PTA等の協力のもとで、保護者対象の受動・喫煙防止教育の実施 ・受動・喫煙防止教育の時間の確保 ・学校で喫煙防止教室の講師を行っている各団体や職種との連携、情報共有。

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料 5

2 20歳未満の者の喫煙(防煙)対策

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力 依頼希望、期待すること
6	滋賀県健康推進員団体 連絡協議会	◎各市町協議会で地域住民を対象とした食育等の啓発活動の中で併せて啓発している ◎部会活動として小中学校にて防煙教室を実施(守山市協議会)	令和6年度の取組を継続予定	当協議会独自の取組は無く、たばこ対策の取り組み方は各市町協議会によって違う。 まずは改めて会員に周知し、会員が学んだことを地域住民に伝えていきたい。 各地域での行事や各世代を対象にした講習会等で地域住民に伝える機会があるので、喫煙が及ぼす健康影響等について今まで以上に啓発していきたい。	
8	滋賀県たばこ商業協同 組合連合会	たばこ店、自動販売機、コンビニエンスストア等いずれの販売形態であっても、年齢を確認したばこを販売する。 小売店店頭における、愛の声掛け運動 駅頭・街頭にける啓発活動	左記運動の継続		20歳未満の者の喫煙防止キャンペーンへの参画をお願いしたい。
9	滋賀県小学校長会	指針R3.3月改訂版の通り(変更なし) 受動喫煙も含め、高学年を中心に指導を実施している。少年センターの職員を講師として招聘している学校もある。		家庭と一体となって喫煙防止を呼びかけるため、保護者への啓発をより一層強める必要がある。	必要に応じて、喫煙防止教室に医療関係者をゲストティーチャーとしてお迎えできれば有難い。
10	滋賀県中学校長会	・保健体育の保健分野の授業での「たばこの害」についての指導	・保健体育の保健分野の授業での「たばこの害」についての指導	・リーフレット等の配布を継続してほしい。 ・保護者が喫煙していると中学生から喫煙する傾向があることから成人への禁煙対策を進める。	

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

2 20歳未満の者の喫煙(防煙)対策

名簿番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力 依頼希望、期待すること
11	滋賀県高等学校長協会	各学校で生徒の喫煙が発覚した場合、特別指導を行っている。	現在の取組を継続する。		
12	滋賀県青少年育成県民会議	日本たばこ株式会社「20歳未満喫煙防止」新聞広告への後援 非行防止事業の一環として ・各市町の地域での巡回パトロール ・啓発ポスター等の青少年育成県民会議関係団体への配布及び掲示の依頼 ・事務所および各種大会、研修会等でのポスターの掲示		当県民会議主催の「中学生広場」や「青少年育成大会」など多くの未成年とその保護者などが集う会場での啓発グッズの配布など今より一歩踏み込んだ啓発の取組にしたい。	各機関からの人的派遣、資料、グッズなどの提供をお願いしたい。 (非行防止に関わる啓発グッズは作成しているが、喫煙防止のグッズは作成できていない。)
13	滋賀県PTA連絡協議会	市町単Pにおいて、主体が学校かPTAかの違いはあろうかと思うが、児童生徒への喫煙防止教育にともに取り組んでいる。		学校現場では、喫煙防止教育の必要性に加え、飲酒や薬物乱用防止教育等のニーズが高まっている。 またスマホやタブレットにおける情報活用能力の育成の方が喫煙の課題となっている面は否めない。	
14	滋賀労働局	「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づき、20歳未満の労働者には喫煙専用室等で従事させない(清掃作業等を行わせない)よう行政指導することがある。			

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

2 20歳未満の者の喫煙(防煙)対策

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力 依頼希望、期待すること
15	滋賀県市長会 (米原市)	中学校でのがん教育実施の際に、生活習慣病予防とあわせて喫煙に関する健康影響を伝え、喫煙防止に努めている。	中学校でがん教育を行う際には、喫煙に関する情報をお伝えしていけるよう働きかけていく。		教育委員会等でも喫煙対策について学童期より、情報を発信していただくことを期待する。
16	滋賀県市町保健師協議会 (野洲市)	教育委員会(学務課)や学校と協働し、防煙教育を小中学校で実施	今年度の取組を継続する	引き続き20歳未満の者の喫煙対策は必要と考える	教育委員会から各学校への喫煙(防煙)対策の必要性についての働きかけ
18	滋賀県教育委員会事務局保健体育課	教職員が効果的な指導を実施できるよう、保健・医療機関と連携しながら取組を推進する。	教職員が効果的な指導を実施できるよう、保健・医療機関と連携しながら取組を推進する。		

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

3 受動喫煙防止対策

名簿番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼希望、期待すること
4	滋賀県歯科医師会	学会、会議、セミナー、研修会、展示会及び懇親会会場に於いての完全禁煙 各歯科医院での完全禁煙	前年度の取組を継続して行う 学会、会議、セミナー、研修会、展示会及び懇親会会場に於いての完全禁煙 各歯科医院での完全禁煙		
5	滋賀県薬剤師会	・ 薬剤師会館の全面禁煙 ・ 県内各市町（健康推進課等）健康推進委員養成のための講座に禁煙支援薬剤師による講義を入れてもらえるよう働きかけを行っている		・ 本会会員の喫煙対策の徹底および非喫煙率100%に向けた取組の検討 ・ 薬局敷地内禁煙の徹底	・ 県内各市町（健康推進課等）健康推進委員養成のための講座に禁煙支援薬剤師による講義を入れていただきたい
6	滋賀県健康推進員 団体連絡協議会	◎各市町協議会で地域住民を対象とした食育等の啓発活動の中で併せて啓発している ◎啓発うちわ、ティッシュ配布による啓発 対象者：会員、地域住民	令和6年度の取組を継続予定	当協議会独自の取組は無く、たばこ対策の取り組み方は各市町協議会によって違う。 まずは改めて会員に周知し、会員が学んだことを地域住民に伝えていきたい。 各地域での行事や各世代を対象にした講習会等で地域住民に伝える機会があるので、喫煙が及ぼす健康影響等について今まで以上に啓発していきたい。	
7	滋賀県喫茶飲食業 生活衛生同業組合	・ 当組合のホームページにて、健康増進法に関する厚生労働省作成のリーフレットや、法令の概要を簡単にまとめた資料を掲載し、啓発に努めている。 ・ 同様に、厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金」や公益財団法人全国生活衛生営業指導センター「生衛業受動喫煙防止対策助成金」についても、ホームページにて周知を行っている。事業者より、滋賀県生活衛生指導センターに対して、受動喫煙防止対策として数件相談されている案件があるが、屋内喫煙室整備のための資金確保や客席スペース減少等の課題により、昨年に引き続き、助成金の受給には至っていない状況である。 ・ 本年5月に開催した当組合の通常総会においても、改めて、健康増進法に則った取組の重要性を共有した。	・ 当組合のホームページにて、健康増進法に関する厚生労働省作成のリーフレットや、法令の概要を簡単にまとめた資料を掲載し、啓発に努める。 ・ 厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金」や公益財団法人全国生活衛生営業指導センター「生衛業受動喫煙防止対策助成金」についても、ホームページにて周知を行う。事業者より、当組合に相談があった際には、県生活衛生営業指導センターと連携し、受動喫煙防止対策助成金の活用を進めてまいる。 ・ 私ども喫茶飲食組合としても、総会や開催する各種勉強会において取組の重要性を組合員と共有するとともに、県を含む皆さんと連携して、引き続き、受動喫煙防止に向けた普及啓発に協力してまいる。	・ 2020年の健康増進法改正から4年が経ち、健康増進法に則っていれば、受動喫煙防止対策はしっかりできるという事が分かった。法令に則った対策が何なのかを組合員に継続して伝える事が理解を深めるポイントとなる。 ・ 当組合の組合員は厳しい経営環境の中小零細の経営者が多く、改装しようにも資金がない、店舗が狭いなどの理由で、たばこを吸われるお客様が来られるにも関わらず、2020年に苦渋の決断で店内を禁煙としたお店が多い中、お客様のために店舗の外の敷地内で通行人に影響のない場所に灰皿を設置するなど、各々で工夫して対応している。 一方、大手の飲食チェーン店は、豊富な手持ち資金で喫煙室を整備していると聞いており、お客様を奪われてしまうのでは、と心配している。	・ 受動喫煙防止対策をより進める余裕を持つためにも、中小零細の飲食店に対する需要喚起策を進めていただきたいと考える。 ・ 県におかれましては、店舗に対しての受動喫煙対策に関わる法令の周知啓発への協力を引き続き丁寧に行って頂きたいと考えている。 ・ 国の助成金だけでは左記の理由の通り活用が難しい状況である。県内自治体に入るたばこ税を活用いただき、飲食店の屋内・外の喫煙所整備を検討した際に負担軽減となる様な補助金の創設等独自制度や、喫煙所整備のためのスペース確保が難しい店舗が、近隣でお客様に勧められる充実した公共の喫煙所の整備について、検討をお願いしたいと考えている。
8	滋賀県たばこ商業 協同組合連合会	受動喫煙防止の為、地方公共団体に対して施設の設置を促進している。	左記の継続		地方公共団体に対して、駅頭及び公共施設における受動喫煙防止施設の設置をお願いしたい。

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

3 受動喫煙防止対策

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼希望、期待すること
9	滋賀県小学校長会	学校の敷地内は、原則禁煙			
10	滋賀県中学校長会	・学校敷地内の全面禁煙 ・「受動喫煙対策リーフレット」の配布	・学校敷地内の全面禁煙継続 ・保健体育の授業での「たばこの害」につい ての指導	・学校敷地内だけではなく、各家庭内や地域 施設等でも受動喫煙対策を進める必要があ る。	
11	滋賀県高等学校長 協会	教職員、保護者、利用者等の理解と協力のもと、敷地内の全面禁煙を継続している。	現在の取組を継続する。		
12	滋賀県青少年育成 県民会議	事務所 屋外に喫煙コーナーを設置し分煙を実施。 行事実施時 会場にあった分煙（敷地外・室内）を実施 どの会場も館内は禁煙になっている。			
13	滋賀県PTA連絡協 議会	県PTA協議会として主催する会議・研修 会・大会とも受動喫煙の機会が発生すること は、現状ほばないと言って差し支えない。 各市町の単Pにおいても、活動の場が学校を はじめとする公施設であることから、同様の 状況にあると考える			
14	滋賀労働局	①努力義務ではあるが、労働安全衛生法第68 条の2（受動喫煙の防止）や「職場における 受動喫煙防止のためのガイドライン」の内容 について行政指導を行っている。 ②飲食店等のうち既存特定飲食提供施設に限 られているが、受動喫煙防止対策助成金の活 用を促している。			

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

3 受動喫煙防止対策

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼希望、期待すること
15	滋賀県市長会 (米原市)	受動喫煙防止対策として、広報誌やホームページを活用し、受動喫煙に関する知識の普及に取り組んでいる。また、健康推進員養成講座で受動喫煙防止を取り上げ、健康推進活動にて取り組んでいる。	建物内喫煙所について、施設には今後も設置を継続するのかが検討が必要である。	受動喫煙に関する知識の普及を行うとして、他機関へ喫煙所の使用状況を確認し、改善できるよう要請する。	
16	滋賀県市町保健師 協議会 (野洲市)	・母子健康手帳交付時や乳幼児健診時に家族に喫煙者がいる場合、受動喫煙防止の情報提供	今年度の取組を継続する	健康増進法改正により屋内の受動喫煙対策は進んだが家庭内での受動喫煙対策が必要である	建物内禁煙だけでなく敷地内禁煙が進むことが望ましい

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

4 禁煙の支援

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼希 望、期待すること
4	滋賀県歯科医師会	「HAHAHA!の話」FM滋賀において、たばこのリスクファクターについてアピール	前年度の取組を継続して行う 「HAHAHA!の話」FM滋賀において、たばこのリスクファクターについてアピール		
5	滋賀県薬剤師会	・滋賀県薬剤師会HPへの禁煙支援薬剤師のいる薬局等の情報掲載 ・令和6年度滋賀県薬剤師会認定禁煙支援薬剤師研修会の実施(7/28実施済み)	・毎年度研修会を実施し、質の向上に努める	・禁煙支援薬剤師による禁煙支援出前講座を実施していることの周知にお力添えをいただきたい。 ・他団体とコラボした禁煙支援の取組	・禁煙支援薬剤師による禁煙支援出前講座を実施していることの周知にお力添えをいただきたい。 ・他団体とコラボした禁煙支援の取組
14	滋賀労働局	特になし。			
15	滋賀県市長会 (米原市)	広報誌やホームページで、喫煙が及ぼす健康影響について知識の普及を行っている。個別保健指導では、喫煙者へ禁煙方法や禁煙外来の情報を提供している。	出前講座の際に、喫煙対策も積極的に伝えていただくよう担当者へ働きかけていく。個別保健指導では、喫煙者へ禁煙方法や禁煙外来の情報を提供する。		保健所が、市町に対し禁煙外来の情報提供していただいている。今後も他機関と連携し、禁煙対策を支援していけると良い。

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

4 禁煙の支援

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ごとに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼希 望、期待すること
16	滋賀県市町保 健師協議会 (野洲市)	・卒煙（禁煙）相談の実施 ・結核検診受信者または肺がん検診、 特定検診受診者の喫煙者（禁煙に対し て無関心期の者を除く）およびCOPD検 診受診者で現在喫煙している者に禁煙 相談への個人通知をし、希望者に禁煙 相談により個別健康教育を実施	今年度の取組を継続する	禁煙したいと思っている喫煙者 を禁煙相談や禁煙治療へつなげ ることが引き続き必要である	禁煙治療を行う医療機関や禁 煙支援を行う薬局等の情報共 有

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

5 その他

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ご とに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼希 望、期待すること
3	滋賀県医師会			今後もかかりつけ医の立場か ら、日常診療において禁煙や防 煙の重要性を県民に対し啓発す ることを、所属会員に周知徹底 させる必要があると考えて いる。	
5	滋賀県薬剤師会	・【新】妊婦やその同居者の喫煙状況 や受動喫煙防止を踏まえて、プレコ ンセプションケアの講師派遣事業に おいても禁煙支援や受動喫煙防止 に関する講演を実施する			
6	滋賀県健康推進員団体 連絡協議会				◎チラシやティッシュ等の啓発 物があれば、地域住民（該当世 代）を対象とした食育等の啓発 活動を実施する際に配布した り、会員を対象とした研修会や 自己学習用に配布することが可 能。
8	滋賀県たばこ商業協同 組合連合会	たばこは法律で認められた嗜好品 であることの周知。 たばこ税の理解促進。	左記の継続	たばこを吸われない方と吸う方 の共存社会の実現。	
14	滋賀労働局	特になし。			

各関係団体・機関におけるたばこ対策の取組について

資料5

5 その他

名簿 番号	機関・団体	①現在取り組んでいる事業・実績等 (新たな取組については、項目ご とに 【新】を追記ください。)	②次年度の取組予定 (新規取組の検討等)	③今後の課題	④他機関・団体への協力依頼希 望、期待すること
16	滋賀県市町保健師協議 会 (野洲市)	・節目年齢の対象者でCOPDのリス クが高い市民に対してCOPD検診 を実施	今年度の取組を継続する	COPD検診の実施のあり方につ いて検討が必要である	COPD検診は国の指針等に基づ いて実施している検診ではない ため、引き続き学識経験者や地 域医師会等の関係者と評価をし ながら進めていきたい

「令和6年度 滋賀県たばこ対策推進会議」

資料6

「健康しが たばこ対策指針」の改定案に対する意見への対応について

(1)指針本文の改定案に係る意見

機関・団体	ご意見	県の対応
湖東健康福祉事務所	1ページ本文5行目 「健康いきいき21—健康しが推進プラン—」…の後に、「以下「計画」という」を追加。	ご意見のとおり修正します。
東近江健康福祉事務所	P2(1)加熱式たばこの喫煙に関する啓発について 「たばこ」に含むのではなく、別に記載があった方がよい。 ※健康いきいき21プランおよび県がん対策推進計画においても、その周知啓発が必要と書かれている。	加熱式たばこは利用者が増加する一方で、健康影響についての研究は進行途中の状態であり、各種計画においては、研究途中の加熱式たばこの健康影響について、科学的根拠に基づく知識の普及を規定しているところです。 具体の対応としては、紙巻きたばこも加熱式たばこも正しい知識の普及に取り組むことから、指針の記載は原案のとおりとします。
滋賀県市町村保健師協議会 (野洲市)	3ページ(2)20歳未満の者の喫煙防止(防煙)対策 ②教育機関に、小中高だけでなく、県内の大学・短期大学・専門学校等も喫煙防止のために重要な時期であり、追記ができないか。	ご意見のとおり、18歳・19歳が在学する教育機関である大学・短期大学・専門学校等における喫煙防止(防煙)対策は重要であることから修正します。 ※大学等に対して禁煙週間等における周知啓発にご協力いただいているところであり、引き続き連携してまいります。

(1)指針本文の改定案に係る意見

機関・団体	ご意見	県の対応
滋賀県市町村保健師協議会 (野洲市)	4ページ(3)受動喫煙防止対策について 車中での喫煙による健康被害について理解されていない方が多いと思う。敷地内禁煙は、敷地内の駐車場に駐車した車も含まれることなど知識の普及が必要と思われる。	ご意見のとおり敷地内禁煙のルール周知は重要であり、丁寧な周知に努めることとします。 指針本文P4受動喫煙防止対策では、各機関・団体の役割を定めていることから、敷地内禁煙のルール詳細については記載せず、原案のとおりとします。
滋賀県市町村保健師協議会 (野洲市)	5ページ ⑥県民 6行目「配慮し」のあとに、「妊婦」も追記し、「妊婦、子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所等では喫煙を控えます」としてはどうか。	ご意見のとおり妊婦の受動喫煙対策は重要であり、妊婦やその同居者等に向けた周知啓発を継続してまいります。 指針の表現は、『健康増進法の一部を改正する法律』の一部の規定の施行について(受動喫煙対策)」（平成31年1月22日付け健発0122第1号厚生労働省健康局長通知)の第1の3等、国の表現をそのまま利用しており、「妊婦」の概念は「特に配慮が必要な人」の中に含まれると考えられることから、原案どおりとします。

(2)指針資料編の改定案に係る意見

機関・団体	ご意見	県の対応
湖東健康福祉事務所	4ページ 「喫煙者が吸っているたばこ製品割合」のグラフを3ページに移動した方が見やすい。	ご意見のとおりP3にグラフを移動します。
湖東健康福祉事務所	5ページ4～5行目 「また、令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると…」に関して、3ページの「喫煙率の推移」グラフに15～18歳までの高校生の喫煙率も追加してはどうか。	平成16年・21年・27年と令和4年に実施した「滋賀の健康・栄養マップ」調査において、15歳～19歳の喫煙率を調べていますが、高校生という区分で調査したのは令和4年度のみであることから、高校生の年次推移は示せないため、原案のとおりとします。 なお、3ページの喫煙率の推移(男女別)グラフについて、平成21年の数値を追加しております。
滋賀県たばこ商業協同組合 連合会	特にありませんが、 7P 8行目 敷地内禁煙とありますが、原則敷地内禁煙の誤りでしょうか？ 本編4P①5行目には原則敷地内禁煙と記載があります。 第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。 資料編7P※第一種施設の説明中にも除外項目の記載があります。	ご意見のとおり、「原則敷地内禁煙」に文言を修正します。

(2)指針資料編の改定案に係る意見

機関・団体	ご意見	県の対応
湖東健康福祉事務所	8ページ 禁煙の支援について 計画では「喫煙率の減少」を指標としているが、指針には「喫煙をやめたい者がやめる」の指標として「以前は吸っていたが今は吸わない」(禁煙した)人の割合を参考値として記載してはどうか。	ご意見のとおり、「以前は吸っていたが今は吸わない」人のデータについて、追記します。 「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」の行動指針として「健康しが たばこ対策指針」を策定しており、目標項目は計画と指針で一致した内容・表現となっています。(喫煙率に関する目標項目は「喫煙率の減少(やめたい者がやめる)」です。)

(3)その他(指針全般についての意見等)

機関・団体	ご意見	県の対応
滋賀県薬剤師会	学校薬剤師による防煙教室については、本会としては県内全校での実施を目指していますが、既に他の職種による講演が定着している学校さんからはお断りされることもあります。学校によっては毎年違う職種の方に講師依頼をして様々な角度からお話してもらうことに価値を感じられている場合もありますので、今後各職種が連携しながら取り組んでいける様ご検討いただけますと幸いです。	防煙教育(防煙教室)の実施方法は各市町や各学校の判断に委ねられるものです。 本会議が貴会と他団体・機関との協力関係構築の一助となれば幸いです。

改定最終案 見え消し版

取り消し線部分：削除

下線部：追加

赤色：県による改定箇所

青色：意見反映箇所

「健康しが たばこ対策指針」

~~改 定 版~~

~~令和3年3月~~

令和7年〇月改定版

滋賀県

目 次

1. 指針改定の趣旨	1
2. 指針の性格と役割	1
3. たばこ対策の具体的な取組内容	2
(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及	2
(2) 20 歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策	2
(3) 受動喫煙防止対策	4
(4) 禁煙の支援	5
4. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築	6

1 指針改定の趣旨

滋賀県の平均寿命は年々伸びてきていますが、社会環境や生活環境の変化、急速な人口の高齢化の進展とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加し、要介護者等の増加も深刻な社会問題となっています。

本県では、平成 13 年 3 月に、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上を目的に「健康いきいき 21－健康しが推進プラン－」（以下、「計画」という。）を策定し、県民の健康づくりの推進に取り組んできました。

この計画においては、喫煙対策として「喫煙が及ぼす健康影響を低下させる」ことを目標として、「喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及」を図るとともに、対策の 3 本柱として、「20 歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策」、「受動喫煙を防止するための分煙対策」、「喫煙習慣を改善するための禁煙支援」を掲げました。さらに、平成 14 年 12 月には、本計画のたばこ分野の行動指針として、「健康しが たばこ対策指針」を策定し、その推進を図ってきたところです。

指針の策定後、健康増進法の~~制定施行~~、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の努力義務規定による自主的取組の推進、本計画の改定、健康増進法の一部改正による受動喫煙防止対策の強化など、たばこ対策を取り巻く状況の変化を踏まえて、~~平成 22 年 11 月、平成 27 年 3 月に~~指針の改定を行いながら、~~これまで~~たばこ対策に取り組んできました。

~~この間、県民、関係機関、団体、行政でのたばこ対策の取組が拡がり、平成 28 年国民健康・栄養調査において、滋賀県の男性の喫煙率（20.6％）が全国で一番低くなるなど成果がみられますが、平成 27 年の「滋賀の健康・栄養マップ」調査の結果からは、受動喫煙防止のための取組の必要性が明らかとなっています。~~

~~また、平成 30 年 7 月には、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号）が公布され、改正後の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）が令和 2 年 4 月 1 日に全面施行されたことから、受動喫煙防止対策の強化が図られています。~~

~~そこで、従来のたばこ対策を継続しながら、さらに受動喫煙防止対策を推進するため、本指針を改定することとしました。~~

この度は本計画が第 3 次計画として策定されたことに伴い、目標項目の更新など必要な改定をすることとしました。

2 指針の性格と役割

- ・県においては、健康寿命の延伸という側面から、たばこ対策を総合的、計画的に進めるための行動指針とします。
- ・市町および関係団体・学校・職域においては、この指針を踏まえ、県や他団体との横断的な連携を図りながら、重点的・効果的な取組を期待します。
- ・県民の皆さんには、この指針の趣旨や内容について賛同と理解を得て、積極的な実践を期待します。

3. たばこ対策の具体的な取組内容

(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及

県民への正しい知識の普及には、県や市町、保健・医療機関が関係機関・団体等と連携を図りながら、様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行うことが必要であることから、次の内容について取り組みます。

①県および市町

県は、たばこ（加熱式たばこを含む。以下同じ）の煙が本人および周囲の者の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について地域の教育機関や関係団体等と連携を図りながら、正しい知識が持てるようパンフレットの配布、ポスターの掲示、講演会、シンポジウム等の開催、また、ホームページや広報誌の活用等様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

また、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及の程度や県民の喫煙率等を調査分析し、公表するよう努めます。

市町は、たばこの煙が本人および周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について、住民が正しい知識を持てるよう、健康診査や健康教育、広報誌等を活用するなど様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

②医療機関

医療機関は、喫煙が患者本人および周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について指導を行います。

③各関係団体

各地域における活動の中で、様々な機会を通じて、喫煙が及ぼす健康影響について住民への啓発を行います。

④事業所

事業所は従業員に対し、喫煙が本人および周囲の人の健康に影響を及ぼすことや、禁煙の効果等について、健康教育や相談、各種啓発を通じて正確な情報提供を行います。

<「健康いきいき21－健康しが推進プラン－[第23次]」目標値項目>

- ・成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）
- ・妊娠中妊婦の喫煙をなくす

（２）20 歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策

20 歳未満の者の喫煙率は、全国では経年的に見ると男女とも概ね減少傾向にあるものの、20 歳未満の者による喫煙は依然としてあることから、引き続き喫煙を防止するため、次の内容について取り組みます。

① 県および市町

県は、20 歳未満の者の喫煙が及ぼす健康影響について、県民や関係機関、青少年健全育成団体等に対し、積極的に情報提供するとともに喫煙防止のための啓発を行います。

市町は、教育委員会や管内の学校、保護者会、青少年健全育成団体等と連携を図り、20 歳未満の者の喫煙防止を進めるとともに、禁煙支援のための活動に協力します。

② 教育機関

教育委員会は、すべての教職員や学校関係者に対して、児童生徒の喫煙防止の重要性を認識させるとともに、小・中・高等学校等の各段階に合わせて、喫煙が及ぼす健康影響、特に、20 歳未満の者の喫煙が心身ともに健康への影響が大きく、**成人後20歳以降の健康状況**にも影響を及ぼすことや、友人からの喫煙の勧めに対する断り方など、教職員が効果的な指導を実施できるよう、保健・医療機関等と連携しながら取組を推進します。

また、学校長は、学校の実情に合わせ、学校医、県健康福祉事務所（保健所）、市町保健センター等の協力を得て、子どもやその保護者に対し、20 歳未満の者の喫煙が違法であることに加えて、喫煙が及ぼす健康影響、妊娠と喫煙の関係等について具体的に指導する必要があります。特に、子どもが喫煙に興味を示す前（就学前や小学校低学年など発達段階に応じて）からの喫煙防止教育を重視します。20 歳未満の者が喫煙に興味を持たないよう、また、20 歳未満の者をたばこから遠ざけるため、教職員は学校敷地外であっても、教育活動中において、児童生徒の前で禁煙とします。

なお、18 歳・19 歳が在学する教育機関である大学・短期大学・専門学校等も、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及など喫煙防止対策を推進します。

③ 保護者

保護者は、喫煙防止教育の意義と必要性を十分に理解するとともに、子どもが喫煙に興味を示す前（就学前や小学校低学年など発達段階に応じて）に、家庭において「たばこは有害であり、絶対に吸わない」という認識を子ども自身に持たせることが必要です。

また、20 歳未満の喫煙者は、親も喫煙者であることが多いという調査結果もあることから、保護者が喫煙者の場合、子どもが喫煙に興味を持たないよう、子どもの前では禁煙とします。

④ 医療機関

医療機関は、20 歳未満の喫煙者に対し、学校等と連携して禁煙指導を行います。

⑤ たばこ販売者

たばこ販売者は、たばこ店、自動販売機、コンビニエンスストア等いずれの販売形態であっても、身分証明書等で年齢を確認します。

<「健康いきいき21－健康しが推進プラン－〔第23次〕」目標値項目>

~~未成年者20歳未満の喫煙をなくす(15～19歳の喫煙者の割合)~~

(3) 受動喫煙防止対策

多数の者が利用する施設等の管理権原者等が、健康増進法の趣旨を理解し、遵守するとともに、県民一人ひとりが、望まない受動喫煙をなくすための正しい理解、行動ができるよう、次の内容について取り組みます。

①県および市町

健康増進法第25条に基づき、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備等、受動喫煙を防止するための措置を、関係者と相互に連携を図りながら総合的かつ効果的に推進するよう努めます。

併せて、県・市町村庁舎を原則敷地内禁煙とします。

②教育機関

小・中・高等学校、専門学校（20歳未満の者が主として利用する施設に限る。）等については、保護者、利用者等の関係者の理解と協力のもと、原則敷地内禁煙とします。また、大学や短期大学においても、20歳未満の者が在学する施設であるため、原則敷地内禁煙とします。

③医療機関

医療機関を受診する人が安心して利用できるよう、原則敷地内禁煙とします。

④多数の者が利用する施設等に喫煙場所を設置する管理権原者

喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、施設の出入り口付近や利用者が多く集まるような場所等への設置を避けるなど、設置場所に配慮します。

また、喫煙場所を設ける場合には、健康増進法第33条に定める技術的基準を遵守するとともに、たばこの煙の排出先について、当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案し、受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じます。

⑤事業所

事業所については、④に加え、労働安全衛生法および「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月厚生労働省健康局健康課策定）に基づき、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、従業員の受動喫煙を防止するため、適切な環境整備に努めます。

⑥県民

望まない受動喫煙をなくすための正しい行動ができるよう、一人ひとりが受動喫煙に関する正しい知識の習得、理解に努めます。

また、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないように、喫煙可能な、かつできるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するなど、家庭を含め周囲の状況に配慮し、子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所等では喫煙を控えます。

<「健康いきいき21－健康しが推進プラン－[第23次]」目標値項目>

- 受動喫煙対策を実施している割合の増加(行政機関・医療機関)
- 受動喫煙の機会の減少(家庭)、(職場)、(飲食店)
- ・望まない受動喫煙の機会を有する者の減少(家庭)、(職場)、(飲食店)

(4) 禁煙の支援

禁煙を希望する人が禁煙に取り組めるように、環境を整え、支援するとともに、妊婦の喫煙は、胎児への健康影響が明らかであることから、妊婦だけでなく、妊娠する可能性のある女性、パートナーや同居家族にも禁煙を働きかけるため、次の内容について取り組みます。

①県および市町

県は、禁煙指導者の育成や禁煙支援に必要な情報の提供を、受動喫煙に関する知識の普及と併せて実施します。また、禁煙を希望する人が適切に禁煙支援を受けられるよう、医療機関や関係団体と連携し周知啓発を行います。

市町では、禁煙支援を行う医療機関や薬局についての情報提供等に努め、特定保健指導の機会に禁煙希望者に対して、禁煙支援を行います。

また、妊婦や乳幼児の保護者の喫煙は胎児や乳幼児への影響が大きいことから、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時などの母子保健事業の場等において禁煙の働きかけや支援を積極的に行います。

さらに、20歳未満の者の喫煙防止の観点から、教職員、保護者自身への禁煙サポート支援が重要であり、教育機関と連携して推進します。

②医療機関

医療機関では、禁煙指導や禁煙外来等を充実し、禁煙希望者への支援を行います。

妊娠を望む喫煙者または妊娠している喫煙者が医療機関を受診した際には、喫煙が胎児に及ぼす影響を十分説明し、禁煙指導を行います。

③事業所

事業所は、従業員の安全と健康保持のため、産業医等の指導に基づき、禁煙を希望する従業員に対して、適切な禁煙支援につなげます。

<「健康いきいき21－健康しが推進プラン－〔第23次〕」目標値項目>

成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）

4. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築

たばこ対策を効果的に推進するためには、常に県民が正しい情報を得られるよう努めると共に、様々な場において、県民の積極的な参加を促進するための関係機関の連携が重要となります。

県においては、関係団体、専門家、県民等による「滋賀県たばこ対策推進会議」を設置し、たばこ対策を県民運動として展開するとともに、構成団体は、県民一人ひとりがたばこ対策について正しく理解し、適切な行動につながるように、健康なひとづくり、健康なまちづくりに努め、いつまでも自分らしくいきいきと生活できる「健康しが」を目指します。

改定最終案 見え消し版

取り消し線部分：削除

下線部：追加

赤色：県による改定箇所

青色：意見反映箇所

資料8

「健康しが たばこ対策指針」

資料編

~~令和5年11月~~令和7年〇月

滋賀県

目 次

1. 「健康しが たばこ対策指針」策定および改定経過	1
2. 滋賀県の現状	2
(1) 喫煙関連疾病の状況	2
(2) 喫煙の状況	3
(3) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及状況	4
(4) 20 歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策について	4
(5) 受動喫煙防止対策について	6
(6) 禁煙支援について	8

資料

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号）に関する資料

1 「健康しが たばこ対策指針」策定および改定経過

平成 14 年(2002 年)12 月	「健康しが たばこ対策指針」策定
22 年(2010 年)11 月	「健康しが たばこ対策指針」一部改定
27 年(2015 年) 3 月	「健康しが たばこ対策指針」一部改定
令和 3 年(2021 年) 3 月	「健康しが たばこ対策指針」全面改定
<u>令和 7 年(2025 年) 月</u>	<u>「健康しが たばこ対策指針」一部改定</u>

2 滋賀県の現状

(1) 喫煙関連疾病の状況

令和~~3~~4年人口動態統計によると、本県の死亡原因の1位は悪性新生物で~~26.1~~24.8％、2位が心疾患で~~15.4~~15.8％、3位が~~脳血管疾患で6.6~~老衰で10.9％となっています。また悪性新生物の中では、男女ともに肺がんによる死亡が最も多く、男性で26.1％、女性で14.8％が肺がんで死亡しています。（滋賀県の死因統計解析（2011～2020））

令和~~元~~2年全国がん登録データ（年齢調整罹患率：人口10万対）により全国と滋賀県の肺がん罹患率を比較すると、男女とも全国より高くなっています。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）による死亡数は、令和~~3~~4年人口動態統計によると、全国では~~16,384~~16,676人（男性~~13,670~~14,019人、女性~~2,714~~2,657人）であり、滋賀県では~~172~~189人（男性~~146~~169人、女性~~26~~20人）です。また、死亡率は全国平均が~~13.3~~13.7％、滋賀県は~~12.5~~13.8％です。

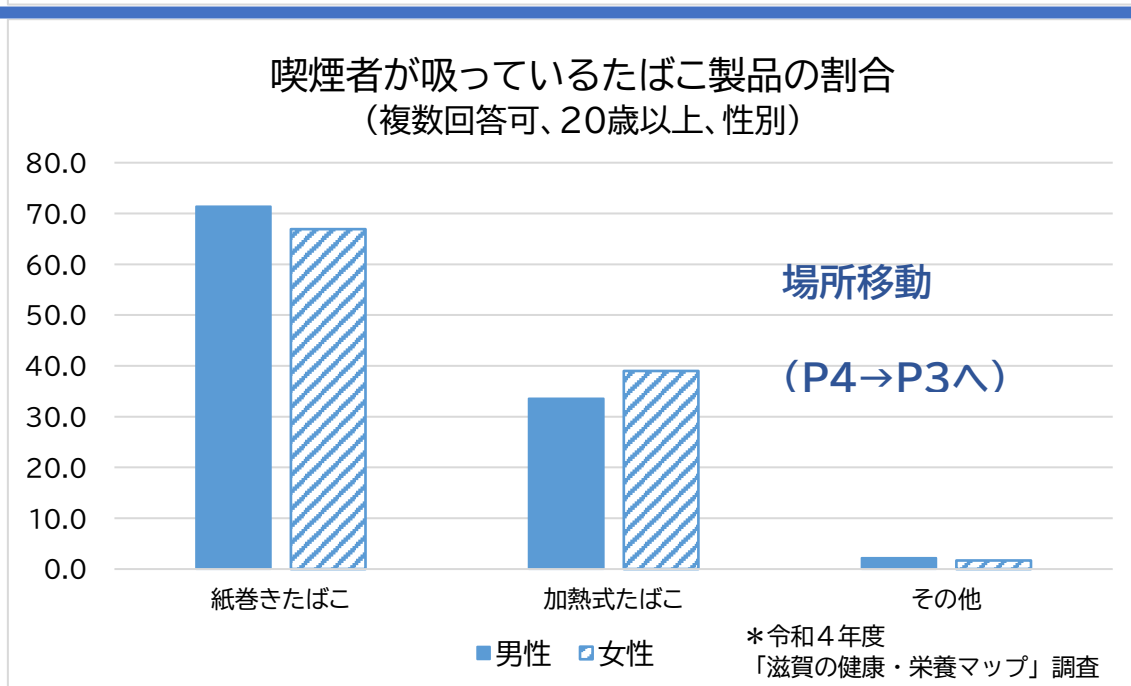
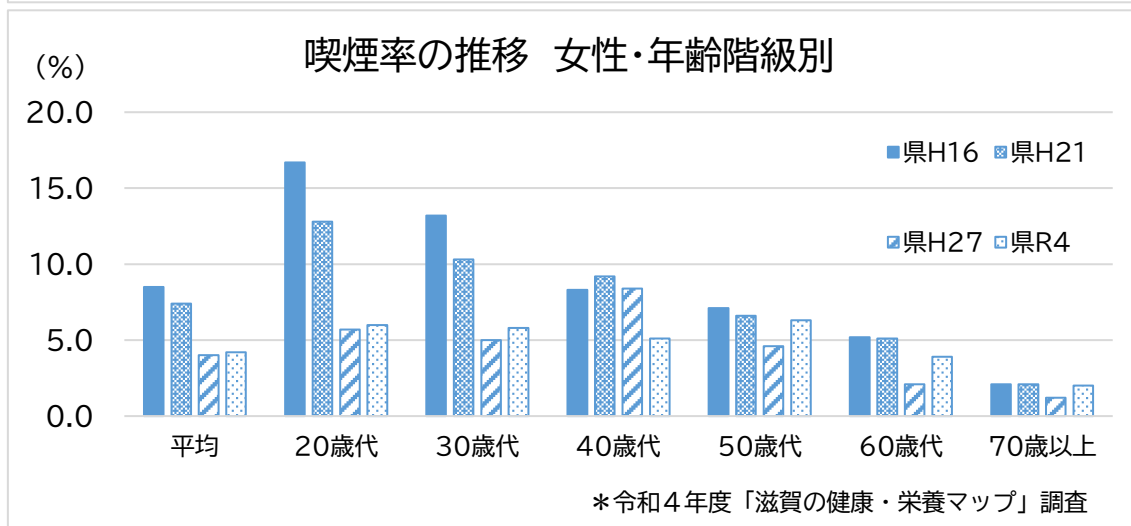
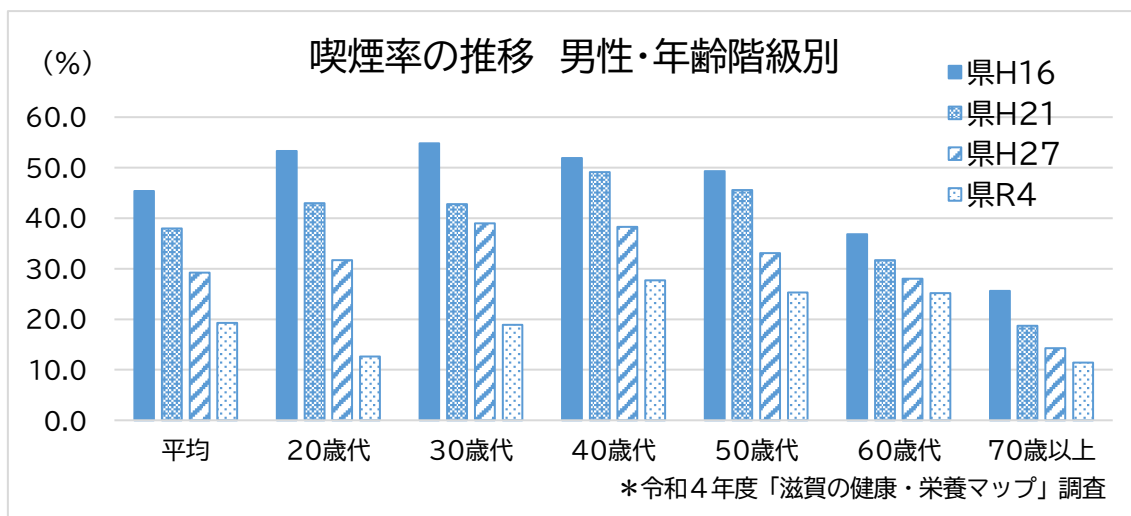
(2) 喫煙の状況

令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、本県の~~成人20歳以上~~の喫煙率は、男性が19.3％、女性が4.2％です。また、平成28年国民健康・栄養調査による都道府県別男性平均喫煙率（年齢調整値）においては、20.6％と全国で一番低い結果でした。（全国男性平均喫煙率：29.7％）

前回平成27年度調査と比較すると、男性はすべての年代で喫煙率が減少しており、特に20歳代、30歳代の若い世代の喫煙率が大きく下がっています。女性は40歳代以外の年代において喫煙率が上昇しています。

また、滋賀県内の喫煙者が吸っているたばこ製品の割合については、平成26年度に発売が開始された加熱式たばこの割合が男女ともに30％を超えています。

3 グラフとも表示・体裁修正



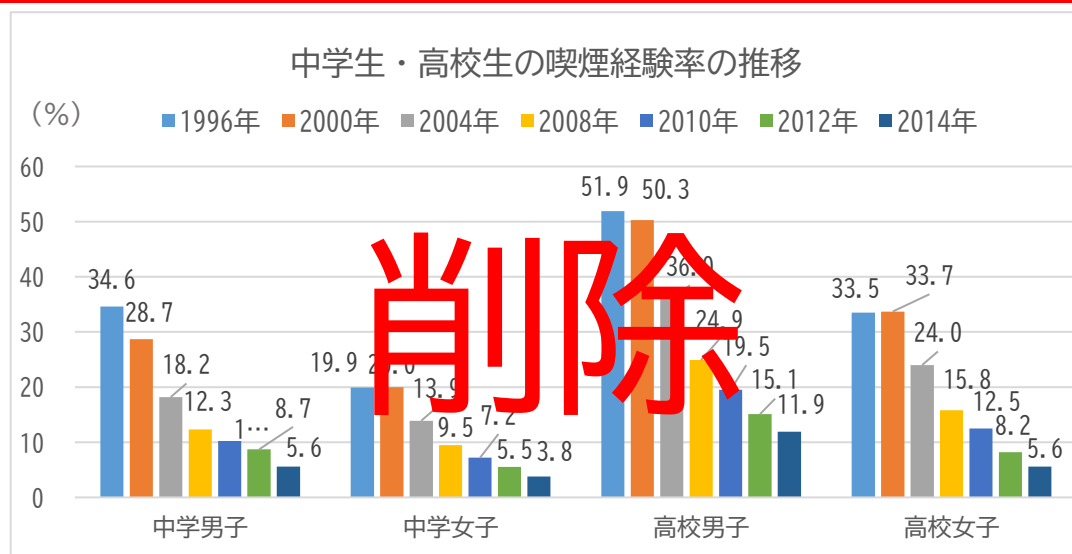
(3) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及状況

現在、県では、「世界禁煙デー・禁煙週間」等において、滋賀県たばこ対策推進会議構成団体等と連携しながら、喫煙が及ぼす健康影響等を正しく理解いただくための啓発を実施すると共に、各種マスメディアによる広報を行っています。市町においては広報等を利用した情報提供、母子健康手帳交付時、新生児訪問時、乳幼児健診等あらゆる機会にリーフレット等を配布しています。~~小・中・高等学校等では、20歳未満の者の喫煙防止の指導を実施しています。~~その他、医療機関や関係団体においても、喫煙が及ぼす健康影響についての啓発に取り組んでいます。

(4) 20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策について

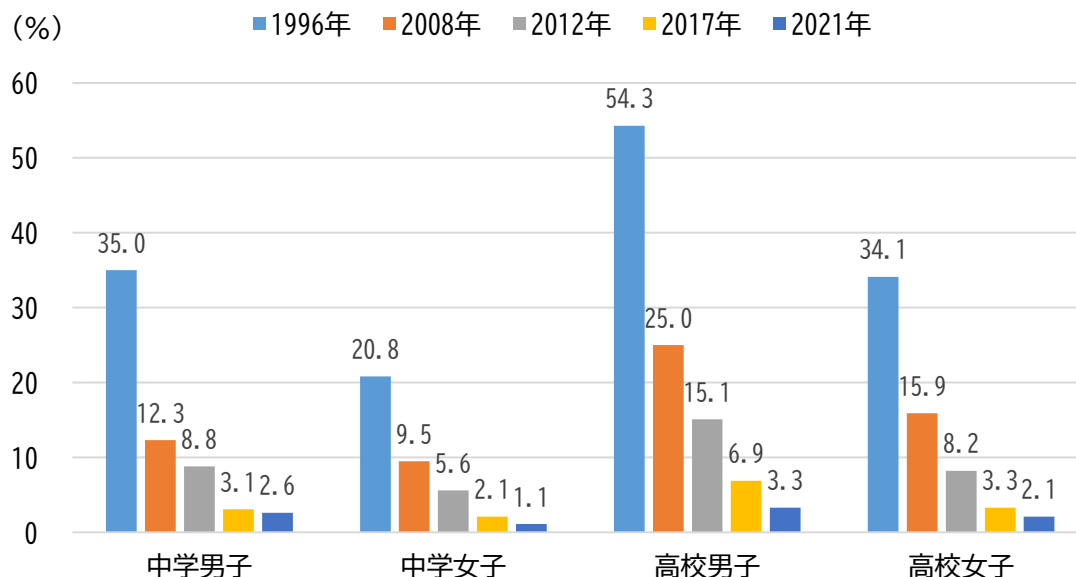
20歳未満の者の喫煙については、~~平成27年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業による「未成年者の健康課題および生活習慣に関する実態調査研究」によると、平成29年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業による「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究」および令和2年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業による「喫煙、飲酒等生活習慣の実態把握及び生活習慣の改善に向けた研究」によると、男女とも、経年的に見ると喫煙率は概ね減少しています。しかし、令和3年度の時点で中学男子の5.62.6%、中学女子の3.81.1%の生徒が、高校男子では11.93.3%、高校女子では5.62.1%がすでに喫煙を経験している状態です。~~

また、令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、滋賀県の15歳から18歳までの高校生の喫煙率は全体で0.5%（男性：0.6%、女性0.4%）です。



* 未成年者の健康課題および生活習慣に関する実態調査研究（平成27年度厚生労働科学研究費補助）

中学生・高校生の喫煙経験率の推移



* 飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究
(平成 29 年度厚生労働科学研究費補助)

* 喫煙、飲酒等生活習慣の実態把握及び生活習慣の改善に向けた研究
(令和 2 年度厚生労働科学研究費補助)

追加

現在、小学校・中学校・高等学校および特別支援学校の授業等において、児童生徒の状況に応じて、20 歳未満の者の喫煙防止の指導が行われています。

また、たばこ販売業界等でも、20 歳未満の者に対しての販売は法律で禁止されていることから、たばこ販売店等による「売らない、買わせない、吸わせない」の「愛の一声」運動と併せて、街頭啓発・ポスター掲示による 20 歳未満の者の喫煙防止に取り組んでいます。

本県においては、2008 年 6 月よりたばこ自動販売機に成人識別機能を取り付け、年齢確認による販売が始まり、20 歳未満の者がたばこを入手しづらい環境が整備されています。

（５）受動喫煙防止対策について

国においては「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号）による改正後の健康増進法が令和 2 年 4 月 1 日から全面施行されました。①「望まない受動喫煙」をなくす、②受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する、③施設の類型・場所ごとに対策を実施する、という考え方を基に国民および施設の管理権原者等に対する義務、責務および違反に対する罰則（過料）が規定されたことで、望まない受動喫煙をなくすための対策強化が図られています。

学校、病院、行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）等の第一種施設については、健康増進法の改正により令和元年 7 月 1 日より[敷地内禁煙原則敷地内禁煙](#)となっています。

県では、平成 21 年 4 月から本庁舎、各地域の合同庁舎等の建物内全面禁煙としておりましたが、令和元年 5 月 31 日から県庁の本庁舎、公館、大津合同庁舎および各地方合同庁舎を敷地内全面禁煙としました。

令和 ~~5~~ 6 年度「滋賀県禁煙・分煙実態調査（市町庁舎等）」（令和 ~~5~~ 6 年 5 月 31 日現在）によると、市町庁舎の受動喫煙対策は、敷地内全面禁煙が 9 市町、建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所等を設置）が 9 市町です。また、受動喫煙防止条例を制定する市町は湖南市 1 市、路上喫煙防止条例など喫煙を禁止する区域、施設を定めている条例を制定する市町は 8 市です。

幼稚園、小・中・高等学校等においては、県立学校が平成 18 年度から、市町立学校園が平成 19 年度からすでに敷地内全面禁煙が行われています。

県内の大学、短期大学では、令和 2 年度「滋賀県禁煙・分煙実態調査（大学・短期大学対象）」（令和 2 年 7 月 31 日現在）によると、県内 14 大学（短期大学含む）の内、敷地内全面禁煙が 9 校、建物内全面禁煙が 5 校（特定屋外喫煙場所を設置）でした。

令和 4 年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、非喫煙者が毎日受動喫煙の機会を有する割合は、家庭では 3.9%、勤務場所では 1.8%、飲食店 0.1%と前回平成 27 年度調査（家庭 8.8%、勤務場所 10.2%、飲食店 37.2%、）に比べると健康増進法改正の影響もあり、減少しています。

※第一種施設：多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるものならびに国および地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）については、敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所および喫煙関連研究場所を除く。）。

第二種施設：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設および喫煙目的施設以外の施設については、屋内禁煙（喫煙専用室の場所および喫煙関連研究場所を除く。）。

く。)

喫煙目的施設：多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものについては、屋内にて喫煙が可能。

(6) 禁煙支援について

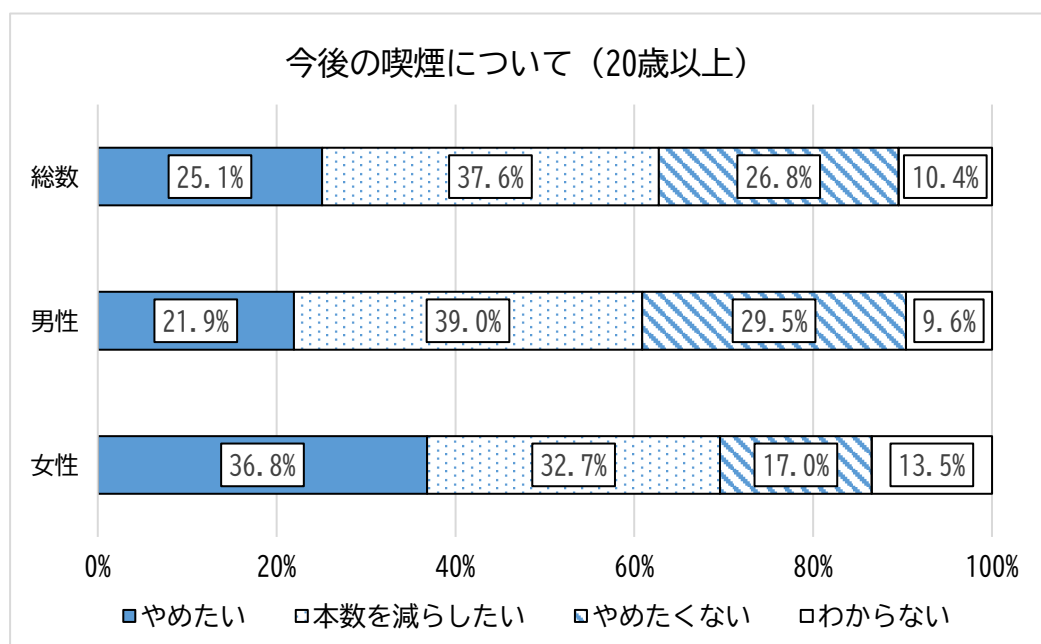
令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、喫煙者のうち 62.7%が「やめたい」または「本数を減らしたい」という状況です。[なお、喫煙状況の設問に対し、「以前は吸っていたが今は吸わない」と回答した方は 27.0%でした。](#)

令和4年度健康寿命推進課による「健康いきいき 21－健康しが推進プラン－（第2次）」目標項目（妊娠中の喫煙・飲酒）にかかるモニタリング調査によると、妊婦本人の喫煙率は、妊娠前では 10.0%、妊娠中では 2.4%であり、同居者の喫煙率は、妊娠前では 28.7%、妊娠中では 25.1%です。

県内の禁煙治療に保険が使える医療機関は、令和~~5~~6年~~9~~7月1日現在 ~~166~~165医療機関あります。

一般社団法人滋賀県薬剤師会が認定する禁煙支援薬剤師がいる薬局は、令和~~5~~6年4月1日現在 ~~49~~48薬局あり、学校や事業所等で活動を行っています。

また、特定健診や特定保健指導の場でも、血圧高値、脂質異常、血糖値高値等と関連づけて、禁煙の必要性について指導が行われています。

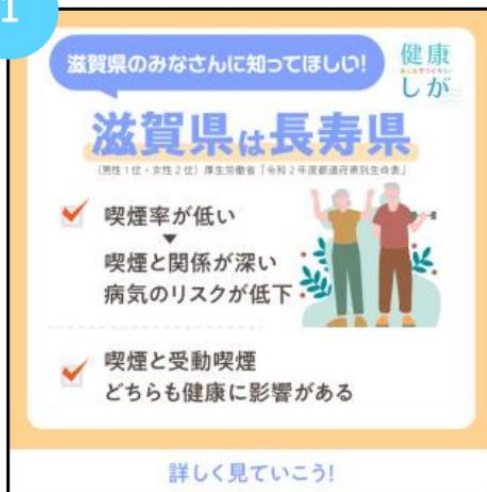


* 令和4年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査

参考資料1:たばこ SNS 広報事業の紹介①

Instagram・Facebook

1



2



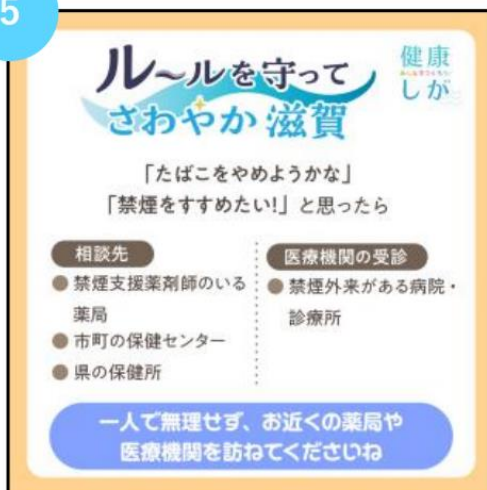
3



4



5



Instagram・Facebook の健康しが公式アカウントで静止画と動画第1弾を投稿
10月4日～10月23日 広告配信

【配信結果】

広告が届いた人数

静止画:101,349人

動画:89,787人

(動画を3秒以上再生した人

約6,000人)

※12月に第2弾の投稿・広告配信予定

参考資料1:たばこ SNS 広報事業の紹介② Youtube

1



5



2



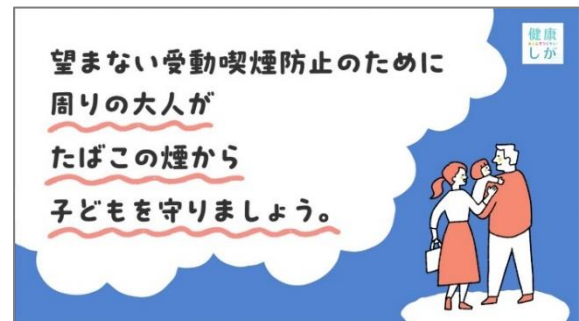
6



3



7



4



8



11月11日 健康しが公式アカウントで動画公開 11月26日時点の視聴回数:1,407 回
11月20日から令和7年2月14日まで 広告配信実施

参考資料2

イエローグリーンキャンペーンについて

受動喫煙防止のシンボルカラーとしてイエローグリーン色が活用されており、イエローグリーンリボン運動やイエローグリーンライトアップ運動が全国各地で取り組まれています。

本県においても、イエローグリーンキャンペーンを実施することで受動喫煙について県民の認知度を高め、理解を深めることで、受動喫煙防止の意識を高めていきたいと考えております。

(1)イエローグリーンリボンの周知啓発・配布

「たばこの煙を吸いたくない」という気持ちをさりげなく周りの人に伝えるためのリボンとして、長崎県佐世保市民のアイデアで誕生したリボンです。

リボン運動に取り組んでいる自治体

※市町村での取組が多い

大津市においても、母子健康手帳交付時のリボン配布等を実施中。



(2)イエローグリーンライトアップ

世界禁煙デーや禁煙週間中に施設をライトアップ。

2024 年度実施都道府県(医師会や禁煙推進団体との共催・後援あり)

青森県／宮城県／山形県／福島県／埼玉県／東京都／石川県／福井県／
京都府／岡山県／山口県／香川県／愛媛県／高知県／福岡県／佐賀県

滋賀県では、

「彦根市健康づくり推進協議会」と
「湖東圏域地域・職域連携推進会議」によって
彦根城が禁煙週間中 3 日間
ライトアップされています。

